

## 入所(院)の重症心身障害者の住所地について

宮城県重症心身障害児(者)を守る会

秋元俊通

入所(院)の重症心身障害者が単独世帯と認定されるかどうかは、扶養者(親)と入所(院)の重症心身障害者(本人)との住民票上の関係及び扶養控除並びに医療保険の加入状況によって、次の各種のケースが考えられますので、これらについて以下で逐次説明いたします。

1. 本人の住所を施設に移動した(する)場合

2. 親と同一の住所の場合

親の住所地に本人の住民票がある場合(住民票を移動しない場合)

親の住所地に本人の住民票がある場合の特例( の特例)

本人が親と同じ住所で、世帯分離をした場合

### ・ 字句の説明

- 本人**・・・本文では、障害者のことを判りやすく『本人』としております。
- 親**・・・本来は、障害者を扶養する扶養者と言うべきですし、扶養者が親だけとは限りませんが、この文中では判りやすく『親』と表現します。
- 住民票**・・・住民基本台帳の住所地のことを判りやすく『住民票』と表現します。
- 単独世帯**・・・本人が住所地の移動や下記の世帯分離によって、本人単独で構成することになる世帯をいいます。本人は独立した世帯となりますから、本人の収入のみによって費用負担区分が認定されます。
- 世帯分離**・・・同じ住所において世帯構成を変更して、新しい世帯ができることを「世帯分離」といいます。例えば、親と同一の世帯から、同一住所地で本人のみの世帯に変更することを意味します。
- 住所移動**・・・本人の住所が転入・転出により移動することをいいます。住所とは、本人の生活拠点になる場所を言います。
- 世帯主変更**・・・世帯主の死亡、転出、転居または従来世帯主がその地位を失う等により、その世帯の中の一人が新たに世帯主となることです。「世帯主変更」と「世帯分離」とは違います。
- 医療保険**・・・国民健康保険およびその他の政府管掌の健康保険のすべてを言います。
- 健康保険**・・・健康保険法で規定する社会保険等の健康保険のことで、国民健康保険を含みません。「職場の健康保険」という場合はこの医療保険です。
- 国民健康保険**・・・国民健康保険法で規定する市町村または健康保険組合が保険者である健康保険をいいます。国民健康保険では、「1世帯1保険」が原則です。また、通常は加入者を「被保険者」といい、退職者医療制度以外では「被扶養者」の概念はなく、遠隔地特例もありません。
- 退職者医療制度**・・・長い間会社や役所等に勤めた後、国民健康保険に加入された人たちのために現役世代と事業主等が協力して、退職後の医療を充実させる制度です。国民健康保険法上では、ここだけに「被扶養者」の規定があります。

## ・ 単独世帯の認定はなぜ必要か

障害者自立支援法では、利用者本人が世帯分離等によって単独世帯となりますと、費用負担の区分が低くなり、例えば所得区分の「低所得2」に該当しますと、所得区分が「一般」の場合より負担金が下がり、個別減免や社会福祉法人減免の適用もあります。

また、地方自治体(都道府県や市町村)で行っている「重度心身障害者医療費助成制度」(名称は地方自治体によって異なります。)も、単独世帯となることによって本人のみの収入となり、所得制限の壁を越えやすくなります。

ただし、この制度は地方自治体の単独事業で、すべての地方自治体が行っているわけではありませんし、内容や適用範囲なども地方自治体ごとに異なっております。詳しくは、地方自治体に直接問い合わせて、給付の方法、適用の範囲、自己負担の有無などを確認して下さい。

## ・ 入所(院)の重症心身障害者の住所地について

### 1. 本人の住所を施設に移動した(する)場合

本人の住所地が施設・病院所在地にある場合には、本人の住民票は親の世帯から分離されて「単独世帯」を構成しますので、本人の収入のみで収入認定が行われます。

この場合には、医療保険はどうなっているのかとか、親は本人の障害者控除を受けられるのかは関係なく、本人のみの収入認定をすることとなり、本人の収入が障害基礎年金(1級)のみであれば「低所得2」に該当することになります。

なお、健康保険について言えば、

親が遠隔地特例のある健康保険(社会保険等)に加入している場合は、本人を被扶養者とすることができます。

親が遠隔地特例のない健康保険(国民健康保険等)に加入している場合や、本人が被扶養者認定をなされない場合は、本人は単独世帯ですので、国民健康保険に加入することになります。この国民健康保険は移動前の市町村が担当します。

施設入所者について、生活の本拠が施設にある場合は、住民基本台帳の趣旨に照らし、住民票を施設に移していただいた上で、単身世帯として取り扱う。

(平成17年7月22日 「障害保健福祉関係主管課長会議へ提出された質問事項」)

本人の住民票が施設所在地にある場合または、住所地を施設に移動する場合には、本人が世帯主であり、単身世帯として本人の収入だけで所得認定を行います。

(『両親の集い』3月号参照)

### 2. 親と同一の住所地の場合

#### 本人が親と同一の世帯に属している場合 (住民票の移動や世帯の分離をしない場合)

本人の住所地の移動とか世帯分離もしない場合です。つまり、本人を含む住民票の世帯全員の収入で所得区分の認定が行われます。(費用負担区分の所得区分が「低所得2」や「生活保護世帯」に該当される方は、本人の住所地の移動とか世帯分離もしないままで構わないこととなります。)

世帯の範囲は、住民基本台帳上の記載の世帯を原則とする。

(平成 17 年 7 月 22 日 「障害保健福祉関係主管課長会議・資料 1 1」)

親の意思で、本人の住所地の移動とか世帯の分離をしたくないという方もここに該当します。

支給申請等の手続等をなにもしていない場合は、自動的に所得区分の「一般」に該当することになってしまい、個別減免も受けられませんし、世帯分離や住所地の移動または同一住所地での特例適用の手続をしない場合も、世帯全員の収入で費用負担区分の認定が行われることとなりますので、お気をつけ下さい。

### 親の住所地に本人の住民票がある場合 ( の本人が親と同居している場合の特例です。 )

上記 の特例です。「住所地の移動も世帯分離もしないで、下記要件を満たせば、本人を「単独世帯」と認定します」と言うものです。

これには、三つの要件があります。

- イ 本人は市町村民税非課税であるが、親が市町村民税課税である場合。
- ロ 親が本人を地方税法上、扶養控除の対象としていないこと。
- ハ 本人が親の健康保険の被扶養者となっていないこと

ただし、下記の場合は、住民基本台帳上同一世帯であるが、特例的に、障害者及びその配偶者を別世帯とみなす場合の取扱いを行う。

特例的な取扱いを認める場合は、障害者及びその配偶者は市町村民税非課税であるが、これ以外に同一の世帯に属する者が市町村民税課税である場合とする。

同一世帯に属する他の者が障害者及びその配偶者を地方税法上、扶養控除の対象としていないこと。

障害者及びその配偶者が同一世帯に属する他の者の健康保険の被扶養者となっていないこと。

**注記**(確認事項として、次の要件があります。分かりやすく区分して書いてみました。)

- イ. 障害者及びその配偶者が、国民健康保険に加入していること。
- ロ. 障害者が、健康保険の被保険者であること。
- ハ. 障害者が、その配偶者の被扶養者であること。

(平成 17 年 7 月 22 日 「障害保健福祉関係主管課長会議・資料 1 1」)

上記について、「1. 字句の説明」を再度読み返しながら、注記に注目してください。入所(院)の重症心身障害者については、ロ(就労先の保険に加入していること)とハ(配偶者がいること)については除外してもよろしいでしょうから、イが該当します。ここでは、「国民健康保険に加入(被保険者)

していること」とありますので、「親の（職場の）健康保険に被扶養者として加入してはいけません」ということとなります。

つまり、「健康保険」ですから、「国民健康保険」でないと考えれば、分かりやすくなります。「国民健康保険」は1世帯に1つの国民健康保険番号しか持つことはできませんから、親が国民健康保険に加入している場合は、本人は親と同じ国民健康保険に加入（これを「国民健康保険の被保険者」と言います。）していれば問題はないということとなります。

本特例に関連した、通知等を掲載します。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯の扱いとすることができます。

（「厚労省パンフレット10頁<sup>1</sup>月ごとの利用者負担には上限があります」参照）

上記では、医療保険の被扶養者となっており、「医療保険は国民健康保険を含む」ですが、国民健康保険には退職者医療制度以外に被扶養者という概念はありませんから、ここでは国民健康保険以外の健康保険を言っていることとなります。また、国民健康保険の一部である「退職者医療制度」についても、被扶養者は国民健康保険に加入しているのですが、現段階ではやはり被扶養者になるので健康保険と同様に考えるとしております。

障害者が親と同居している場合であって、

- a. 障害者が被保険者となり、国民健康保険に加入している
- b. 親が障害者特別控除を受けていない

（『両親の集い』3月号参照）

上記でも、単に国民健康保険に加入していれば良いのであって、「1世帯1保険」の原則から言って、親と同一の国民健康保険に加入すれば足りることとなります。

（注）上記『両親の集い』3月号では、「親が障害者特別控除を受けていない場合、・・・」となっていますが、前頁の「平成17年7月22日「障害保健福祉関係主管課長会議・資料1 1」では、「・・・が 地方税法上、扶養控除の対象としていないこと」となっている点に注意して下さい。

ただし、この方法では親と同じ住所地ですので、下記のとおり個別減免の対象者になることはできなくなることに注意して下さい。

#### 【個別減免の対象者】

市町村民税世帯非課税である者（低所得1，2）のうち、障害者本人名義の一定の資産を有していない場合には、個別減免の対象とする。具体的な基準は以下の通り。

個別減免については、障害者本人の収入、資産等の状況のみで簡易に負担能力を判断できることを要件とするため、住民票が入所（入居）前の世帯に残っている場合は、個別減免の対象としない。

平成17年11月11日 全国主管課長会議資料「利用者負担について」より

## 本人が親と同じ住所で、世帯分離をした場合

この方法では、住所地の移動をしないで、つまり親と同一住所地で世帯分離を行い「単独世帯」となります。従って、本人のみの収入で費用負担の区分の認定をすることとなり、本人の収入が障害基礎年金（１級）のみであれば「低所得２」に該当することになります。

又、この方法のメリットは、本人の住所地を施設に移動したときと同様で、親の税法上の障害者控除を受けることや健康保険の被扶養者となることに制限を設けておりません。

同一住居でありながら住民票上別世帯である場合は、扶養控除、健康保険の被扶養者認定を受けていたとしても、世帯認定上は別世帯として扱う。

(平成 17 年 7 月 22 日「障害保健福祉関係主管課長会議へ提出された質問事項)

ここでは、健康保険と謳っており、国民健康保険とは言っておりませんし、健康保険法で規定している被扶養者認定という字句を使っておりますので、社会保険等の国民健康保険以外の健康保険についていております。国民健康保険以外の保険では、被扶養者の認定を受けることができれば、「親の被扶養者として健康保険に加入していてもいいですよ」ということになります。

親が国民健康保険に加入している場合は、世帯を分離する、いわゆる世帯が二つになるわけですから、国民健康保険の「１世帯に１つの国民健康保険番号」によって、世帯が別の本人は親と同じ国民健康保険に加入できないことに注意してください。本人は、新世帯に国民健康保険番号を頂いて新たに国民健康保険に加入しなければなりません。ですから、敢えて「健康保険の被扶養者認定」と言っているのでしょうか。しかし、「退職者医療制度」では「被扶養者」ですので、この場合に限り「国民健康保険」内でも該当すると言うことになります。

都道府県や市町村で行っている重度身障害者医療費助成制度も、単独世帯となることによって本人のみの収入となり、所得制限の壁を越えやすくなり場合もあります。(地方自治体によって異なりますから確認して下さい。)

### 3 . 世帯分離の具体的手続

#### (1)世帯分離届

世帯主が変わった日から 14 日以内に手続きをしてください。

届出の際には届出人の本人確認を行います。(免許書・パスポート等)

**届出人**：今までの世帯主

**届出の期限**：世帯主に変更があった日から 14 日以内

**届出先**：市町村担当窓口

**必要なもの**：印鑑・国民健康保険被保険者証（該当者のみ）

**注意する点**：別の世帯の人が届出をする場合、本人が記入した委任状が必要です。

## (2)医療保険

### 親が国民健康保険以外の健康保険に加入している場合

親が国民健康保険以外の健康保険等に加入していて本人が被扶養者であった場合、本人はそのまま健康保険上の被扶養者を続けられます。

### 親が国民健康保険に加入している場合

親が国民健康保険に加入していて、本人が同一保険の被保険者であった場合は、世帯分離により本人は単独で国民健康保険に加入します。

## (3)障害者控除

本人が世帯分離している場合は、費用負担区分の認定に当たっては、所得税法や地方税法上の障害者控除及び同居特別障害者控除については関知されません。

### 参 考

#### 平成17年7月22日「障害保健福祉関係主管課長会議・資料 1 1」 「月額負担上限額の設定にかかる世帯の範囲の特例」

- 世帯の範囲については住民基本台帳上の世帯を原則とする。  
→ 同一の世帯に属する者を確認するため、住民票の提出が障害部局において住民票を確認することの同意をとることが必要。
- ただし、下記の場合は、住民基本台帳上同一世帯であるが、特例的に、障害者及びその配偶者を別世帯とみなす場合の取り扱いを行う。  
特例的な取り扱いを認める場合は、障害者及びその配偶者は市町村民税非課税であるが、これ以外に同一の世帯に属する者が市町村民税課税である場合とする。
  - ① 同一世帯に属する他の者が障害者及びその配偶者を地方税法上、扶養控除の対象としていないこと。
  - ② 障害者及びその配偶者が同一世帯に属する他の者の健康保険の被扶養者となっていないこと。上記の特例的な取り扱いを行う際には、申請書その他、下記について確認することとする。
  - ・ 同一世帯に属する者の市町村民税の税情報（障害者及びその配偶者が扶養控除の対象となっていないか確認するため）  
※ なお、次回税申告時に扶養控除をはずすことについての誓約書を取ることであり、扶養控除を受けていないものとみなす取り扱いができるものとする。
  - ・ 障害者及びその配偶者が国民健康保険に加入していること又は健康保険の被保険者及び障害者又はその配偶者の被扶養者であることの証明（保険証のコピー等）

## 税務上の障害者控除について

### 1. 所得税の障害者控除について

#### (1) 所得税の障害者控除の種類と額

##### 障害者控除

納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

控除できる金額は、特別障害者一人について 40 万円になります。

##### 扶養控除（特別障害者）

控除対象配偶者や扶養親族が、同居している特別障害者である場合は、上記の特別障害者控除(40万円)が受けられるほかに、配偶者控除又は扶養控除の額は、一人につき同居特別障害者の控除 35 万円が扶養控除額 38 万円に加算され、73 万円の控除を受けることになります。

#### (2) 親と本人が同居の場合

特別障害者が同居している場合は、上記 扶養控除と 障害者控除を重複して受けることができます。

#### (3) 親と本人の住所地が異なる場合

扶養している特別障害者が同居していない場合は、上記 扶養控除だけを受けることができます。

### 2. 市町村民税・県民税の障害者控除について

#### (1) 市町村民税・県民税の障害者控除の種類と額

##### 対象者

障害者が納税者本人、又は納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます。なお、前年度所得額が125万円以下の障害者は非課税の扱いとなります。

##### 障害者控除

対象者	控除額
身体障害者手帳の交付を受けている人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人など	所得金額から 26 万円
身体障害者手帳の交付を受けている人のうち、1級・2級の記載のある人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人などのうち、重度の障害のある人など	所得金額から 30 万円

##### 同居特別障害者の扶養者控除等

対象者	控除額
特別障害者に該当する控除対象配偶者や扶養親族で、同居を常況としている人	配偶者控除又は扶養控除にそれぞれ 23 万円が加算

## ・ 国民健康保険について

### 国民健康保険法(抄)

(被保険者)

**第五条** 市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

(適用除外)

**第六条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としない。

(以下、略記)

健康保険法の規定による被保険者及び被扶養者(ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。)

船員保険法の規定による被保険者及び被扶養者

国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員及び被扶養者

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

生活保護法による保護を受けている世帯

国民健康保険組合の被保険者

その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

(資格取得の時期)

**第七条** 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。

(病院等に入院又は入所中の被保険者の特例)

**第一百六条の二** 次の各号に掲げる入院又は入所(以下この条において「入院等」という。)をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設(以下この条において「病院等」という。)の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村(当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。(「ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者・」以下省略)

(以下、略記)

病院又は診療所への入院

児童福祉法に規定する児童福祉施設への入所の規定による入所措置がとられた場合に限る。

身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設等への入所

知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設等又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所

介護保険法第七条第十九項に規定する介護保険施設への入所

特定継続入院等被保険者については、省略

本人が国民健康保険に加入しなければならなくなったとしても、障害基礎年金1級だけを受給している場合の対象所得額は、年金額から公的年金控除額を差し引いた額になりますので、7割減免の対象になり、さほどの国民健康保険額の負担にはならないでしょう。



## (1) 国民健康保険額の構成について

区分	保険料
医療分 (基礎賦課額)	保険料の額 $A = (1) + (2) + (3)$ (1)所得割額 被保険者の平成17年度分の市県民税額に 391/100 をかけた額 (2)均等割額 被保険者の人数に 25,920 円をかけた額 (3)平等割額 世帯毎 30,480 円

仙台市の平成17年度分を掲載しました。市町村によって、異なることに注意して下さい。

## (2) 国民健康保険額の低所得世帯について、国民健康保険料の軽減基準

### 軽 減 制 度

低所得者の国民健康保険税の負担を軽くする制度があります。

下の表の基準に該当する世帯は、国民健康保険税のうち**均等割**と**平等割**が軽減されます。

軽減率	基準となる所得金額
均等割、平等割の7割	世帯主と加入者の合計所得が33万円以下
均等割、平等割の5割	世帯主と加入者の合計所得が33万円 + (24万5,000円 × 世帯主以外の被保険者数)
均等割、平等割の2割	世帯主と加入者の合計所得が33万円 + (35万円 × 被保険者数)

基準となる所得は、前年度中の総所得(分離課税所得を含む)で、国民健康保険加入者以外の住民登録上の世帯主の所得も含まれます。

所得を申告していない世帯には軽減制度は適用されません。所得の申告をしていない世帯主(国保加入者でない世帯主も含まれます。)、加入者は所得の申告をしてください。

2割軽減は所得の申告以外に別途軽減申請が必要になります。

障害基礎年金は所得認定されませんので、障害基礎年金だけを受給している場合は、所得は"0"ということになりますので、仙台市の場合、所得税割りは"0"になります。また、自動的に7割減となりますので、平成17年度の保険料の計算は次のようになります。

$0 \text{円} + (25,920 \text{円} \times 3 \text{割}) + (30,480 \text{円} \times 3 \text{割}) = 16,920 \text{円}$  (月額1,410円)  
 8月に平成18年度の算定基準が公表されますので、注意してください。

## 介護保険料について

### 介護保険適用除外（適用除外に該当する方は届出してください。）

- A. 国内に住所を有しない者（海外に出国のため居住していた市町村から除票された方）
- B. 在留資格1年未満の外国人
- C. 身体障害者療養施設等に入所する者
- D. その他、当分の間、厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としなないこと。

### 《厚生労働省令で定められるもの》（厚生労働省令169条）

- ア) 身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療養施設。（身体障害者療養施設とは、身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う施設。）
- イ) 児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設（重症心身障害児施設とは、重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設。）
- ウ) 児童福祉法第27条第2項に規定する厚生大臣が指定する医療機関(指定国立療養所等の重症心身障害児(者)病棟または進行性筋萎縮児(者)病棟)
- エ) 心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号に規定する福祉施設（群馬県高崎市に国が設置した重度の知的障害者の施設・特殊法人心身障害者福祉協会が運営）
- オ) 国立及び国立以外のハンセン病療養所
- カ) 生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設（救護施設とは、身体上又は精神上著しい欠陥があるために独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を収容して、生活扶助を行うことを目的とする施設。）

この規定により、児童施設入所・入院者で40歳から65歳未満の本人は**介護保険適用除外**となります。